

第 22 回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

国際会計基準審議会 (IASB) の第 22 回基準諮問会議 (SAC)¹が、2008 年 6 月 23 日と 24 日の両日にわたり、ロンドンで開催された。同会議には、会計士、財務諸表作成者及び利用者、学者、金融当局など世界各国・地域より約 40 名が参加。日本からは、SAC メンバーである辻山栄子・早稲田大学商学大学院教授 (23 日のみ) のほか、オブザーバーとして金融庁より黒澤利武参事官が出席し、金融庁より原寛之課長補佐、企業会計基準委員会より鈴木専門研究員が随行した (SAC メンバーの八木良樹・(株) 日立製作所名誉顧問は欠席)。

今回の会議では、①信用危機への IASB の対応 (公正価値測定・開示、連結、認識の中止)、②IASB の今後の作業計画 (FASB との MOU の見直し等)、③IASB の新たなアジェンダ提案 (負債と資本の区分、認識の中止)、④IASCF の定款見直しに関する討議が行われた。以下、会議の概要を報告する。

1. 信用危機への IASB の対応

IASB スタッフより、信用危機及び金融安定化フォーラムから IASB への提言²への対応として、公正価値測定・開示、連結、認識の中止に関する IASB の取組みが説明され、その後、参加者との間で質疑応答が行われた。

(1) 公正価値測定・開示に関する対応

【IASB スタッフからの説明概要】

- 金融安定化フォーラムからの提言を受けて、市場が活発でなくなった場合における金融商品の評価及び関連する開示について検討するため、専門家諮問パネルを創設した。

¹ SAC (Standard Advisory Council) は、IASB の議題の決定・優先順位、主要な基準設定プロジェクトなどについて助言することを目的とするもの (通常、年 3 回開催)。

² IASB スタッフからは、2008 年 4 月公表の金融安定化フォーラムの「市場と制度の強靱性の強化に関する報告書」において、IASB に対する提言として下記のような事項が盛り込まれたとの説明があった。

- オフバランス・エンティティに関する会計・開示基準を改善すること。
- 評価、評価手法及び評価に伴う不確実性に関するガイダンスと開示を改善すること。
- 改善の余地がある分野を識別するために、金融商品の評価についての開示の規定及び原則を吟味すること。
- 市場が活発でなくなった場合における金融商品の評価に係るガイダンスを拡充すること。

- 同パネルでは、評価技法の分野におけるベスト・プラクティスのレビューを行うとともに、金融商品の公正価値の測定に係る IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」のガイダンスを拡充するかどうかや、公正価値に関する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の開示を改善する可能性について検討する。同パネルの第 1 回会議は 6 月 13 日に実施され、関連する測定及び開示面の論点の洗い出しが行われている。今後の検討状況は、IASB のウェブサイトですぐ公表される。

【参加者からの主なコメント】

- 証券規制当局、銀行監督当局のいずれの立場としても、現状のままでは会計基準の内容に不十分、不明確な面があって、会計基準の適用を強制できなくなることを懸念しており、早急にガイダンスが作成されることを期待している。ベスト・プラクティスというよりも、グッド・プラクティスを提示してもらえば十分である。(CESR<欧州証券規制当局委員会>)
- 欧州議会から強い圧力があり、IASB にできる限り早く対応してほしい。今後の対応では優先順位の設定が極めて重要となる。(欧州委員会)
 - 本件は会計基準の問題ではない。サブプライム危機を引き起こしたのは、会計基準自体ではなく、サブプライム・ローンを保有していた金融機関等である。IASB で何らかの対応を議論することはできるが、会計基準により対応すべきとは限らない。(IASB 理事)
 - 会計基準で対応する場合は、デュー・プロセスを経る必要があるため、時間がかかる。会計基準面での対応としては、公正価値測定に関連する開示の見直しが考えられるが、公正価値の認識に関する見直しは考えていない。(IASB 理事)
- バーゼル委員会もガイダンスの作成を検討しているが、IASB の専門家諮問パネルの結論を反映したものとなろう。公正価値測定については、銀行毎に測定モデルが異なる中で、測定モデルに関する開示の拡充が重要となる。その際、比較可能性の確保にも留意すべきである。(バーゼル委員会)
- IASB は、コミュニケーション・ストラテジーを改善することが必要。「サブプライム危機は会計基準の問題でない」などという発言は無益。今回の危機の長期化が、会計基準またはこれと密接に関連した会計慣行上の問題であることは明らかであり、IASB として、およそ何も対応策を講じるつもりがないかのようなメッセージを発信し続けることは、IASB 自身のためにもならない。(金融庁・黒澤参事官)
- IASB に対応を求める圧力が大きい中で、原則主義ベースの基準を作成するという従来の考え方が失われてしまうことを懸念している(英・会計士)。特に開示に関する原則

主義ベースの基準を作成すべきである（スイス・金融機関）。

- CFA 協会が実施したアンケート結果によれば、アナリストの約 8 割は公正価値会計を支持している。財務諸表利用者としては、より標準化された開示が行われることを期待している。（CFA 協会<アナリスト>）

（２）オフバランス・シートに関する懸念への対応（連結、認識の中止）

【IASB スタッフからの説明概要】

- 連結については、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」の支配モデルと SIC 第 12 号「連結・特別目的事業体」のリスク・経済価値モデルとの関係を整理し、支配モデルを改善するかたちで、連結に関する単一の IFRS を公表することを目指している。支配の判断が難しいものについては、支配の要否に関する結論を導くに当たっての経営者の判断、そうした判断による財務的な影響、支配していない企業に対して報告企業が有する重要な関与の性質及び関連するリスクなどの開示を拡充することを検討している。今後、7月のボード会議で公開草案の原案を議論し、検討作業を進めたうえで、本年 10～12 月中に公開草案を公表する計画としている。
- 認識の中止については、貸借対照表上の金融資産の認識を中止すべきタイミングのあり方が主たる論点となる。現行基準は、財務構成要素、リスク・経済価値、継続的関与といった幾つかのアプローチが混在しているため、難解、複雑で、内的整合性に欠ける面があると指摘されている。検討作業を加速し、連結基準の見直しと並行して検討を進めていくこととしているが、特に表示、開示のあり方が重要になると考えている。

【参加者からの主なコメント】

- 連結の対象範囲があるべき姿よりも狭くなっている現状も踏まえると、連結に関する細かいルールを作るよりも、連結の原則をより明確にすることが重要である。（伊・会計士）
- リスク・経済価値アプローチの考え方を支持している。（スイス・金融機関）
 - リスク・経済価値は、現在検討しているモデルでも重要な要素であるが、これだけで全てのケースについて連結の要否を判断することは難しい。このため、リスク・経済価値を定量的に把握し、これのみを判断基準とすることは避けたいと考えている。（IASB スタッフ）
- 開示を拡充することを支持する。その場合、レピュテーション・リスクの扱いも重要となろう。（CFA 協会）

- US GAAPにおける公正価値の区分（レベル1，2，3）の開示のように、リスクの区分についての開示は有用である。連結や認識の中止に関する判断にも考慮された要素などに応じて何らかの区分を設けて開示してはどうか。（世界銀行）
- 開示の改善はよいことであるが、開示は、連結や認識の中止に関する適切な基準の代わりにはならないであろう。（英・会計士）

2. IASBの今後の作業計画（FASBとのMOUの見直し等）

（1）FASBとのMOUの進め方の見直し

【IASB・Tweedie議長及びスタッフからの説明概要】

- 2006年にFASBと合意したMOUの11項目（短期コンバージェンス項目を除く）のうち、既に完成している企業結合と、取上げないことが決定している無形資産を除く9項目³については、2011年6月までに原則主義ベースの基準を完成できるよう、プロジェクトの範囲や目的を修正することとした。
- 2011年6月という目標期日を設定したのは、IFRSを新たに採用する企業が短期間のうちに2回の大きな会計基準変更への対応を余儀なくされる可能性を避けるためである。すなわち、今回のMOUの見直しに当たり、IFRSを未採用の資本市場におけるIFRSのmandatory adoptionの目標期日を2013年と仮定し、目標期日の少なくとも直前1年間は大きな基準変更を行わないquiet periodとすることを想定した。この場合、2013年にIFRSを採用する企業が、IFRS採用による変更とIFRSの主要な改訂による変更という2回の変更に対応することを回避する観点から、2011年6月までに主要基準の変更を完了させる必要があると考えたのである。加えて、2011年6月にはボード・メンバーが大幅に入れ替わるということもある。
- MOU見直しに伴う各プロジェクトの範囲等の具体的な取扱いについては、プロジェクト毎にボード会議において確認・決定する（MOU項目以外の項目を含む今後の作業計画については別添参照。）。

【参加者からの主なコメント】

- 2011年までにMOUプロジェクトを本当に完了させることができるのか。（イスラエル・会計士）
 - 2011年6月までに完了させることが可能であり、かつ、その意義があるものは何かを検討した結果が、今回の見直しということである。（IASB議長）

³ 連結、公正価値測定ガイダンス、財務諸表の表示、リース、退職後給付、収益認識、認識の中止、金融商品（現行基準の置換え）、負債と資本。

- 今般の SAC 会議向けアジェンダ・ペーパーには、MOU 見直しにおいて考慮された仮定の 1 つとして「IFRS を未採用の資本市場に関して、mandatory adoption の目標期日は 2013 年までとする」という記述があるが、mandatory adoption とはどのような意味か。IFRS を adoption するといっても、自国企業にも IFRS を容認する場合と強制する場合とがあるが、ここでの意味は、強制のことか、あるいは容認も含まれているのか。また、これは SEC からのオブザーバーに伺うが、SEC も 2013 年までに US GAAP から IFRS に switch over する可能性がかなり高いということなのか。(辻山 SAC 委員)

 - 2013 年というのは、関係者のコメントを踏まえて仮定として置いたもの。IFRS 採用の要否は、各国の裁量である。(IASB 議長)
 - SEC の Cox 委員長は、スタッフからの提案を待っていると最近発言している。具体的な期日等は何も決まっていない。(SEC)
 - 米国では、IFRS 採用に向けたコンセンサスがとれているわけではなく、根強い反対がある。デュー・プロセスの改善なしに受入れを決めるべきではないという意見もある。(IASB 理事)
- 会計基準のたび重なる変更は、企業に無用のコスト負担を強いるばかりでなく、利用者のコストも増加させる。その意味で、IASB のプロジェクトの中には、既に US GAAP と IFRS が convergence しているものを敢えて変更する理由が必ずしも明確でないものが含まれている。例えば、財務諸表の表示が一例だが、現行の IAS 第 1 号は、現行の US GAAP とほぼ等しくなっているし、ASBJ の基準とも既にほぼ convergence している。特に業績報告については、長い論争を通じて既にほぼ converge しているものを、なぜ更に変える必要があるのか。変更することが目的化している可能性があるように思えるため、変更の理由、必然性を知りたい。(辻山 SAC 委員)

 - 財務諸表の表示プロジェクトでは、各財務諸表（財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書）間の表示の整合性を確保し、各財務諸表を横断的に分析できるようにしようとしている。包括利益計算書上のその他の包括利益の表示・リサイクリング、純利益の表示は維持することとした。(IASB 議長)
- FASB との MOU の見直しのような今後のアジェンダ設定は、最も重要な事項であり、SAC の助言を受けるべきものなので、結論を急ぎすぎるべきではない。(欧州委員会)

 - 今般の MOU の見直しは、アジェンダ項目を変更するものではなく、各項目について検討する範囲等を見直しているに過ぎない。(IASB 理事)
- すべての MOU プロジェクトを期限どおりに完了させることは、リソース面の制約もあり、難しいであろう。各プロジェクトの進捗状況を SAC に報告してもらうことが重要である。(スイス・金融機関)

- チャレンジングな作業であるが、世界で唯一の会計基準を作成していくという人類史上初の事業であり、やってみる価値はある。明確な期限を設定することにより、プロジェクト計画上、純利益を維持することになるなど、関係者にとって実務上望ましい方向となっている面もある。(IASB 理事)
- リソース面については、新たに5名のスタッフを増員することがトラスティより認められている。(IASB スタッフ)
- スタッフの増員はよいニュースであるが、一方で、基準設定の経験が浅い人が多くなるのは悪いニュースである。いずれのプロジェクトも、時間的なのりしろが少ないため、例えばフィールド・テストなどを予定よりも多く実施することになれば、計画に遅れが出ることになろう。(IASB 理事)
- MOU の各プロジェクトにより最終的に公表される基準の適用時期は、いずれも2013年1月1日ということになるか。(スイス・金融機関)
 - 2011年に多くの基準が完成する計画となっているが、最終基準の公表時期から同基準の適用時期まで少なくとも1年間は間隔をあけることになる。各基準の適用日は慎重に決める必要があると考えている。(IASB スタッフ)

(2) MOU 以外の項目への対応

【IASB スタッフからの説明概要】

- 6月30日付で改訂された作業計画(別添参照)にしたがって、主なMOU以外のプロジェクトの進め方が次のとおり説明された。
 - 「中小企業(SME)のためのIFRS」については、プロジェクトの名称が「プライベート企業(private entities)のためのIFRS」に変更された。公開草案に対するコメントを既に受領しており、今後、コメントを踏まえた検討を更に進め、2009年上期中に最終基準を公表する計画。
 - 「保険」については、DPを既に公表しており、2009年下期に公開草案、2011年に最終基準を公表する計画。フィールド・テストの進め方が当面の課題である。
 - 「負債(IAS第37号の改訂)」については、2010年に最終改訂基準を公表する方向で検討作業を進める。
 - 「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業(IFRS第5号の改訂)」については、廃止事業の定義の見直し等を検討しており、2008年7~9月中に公開草案、2009年上期中に最終改訂基準を公表する計画。

【参加者からの主なコメント】

- プロジェクト名がプライベート企業（private entities）のための IFRS に変更されたのは、適用対象企業に関する考え方が変わったためか。（イスラエル・会計士）
 - 適用対象企業の定義は変わっていない。具体的にどのような企業が本基準を適用すべきかについては、各国が決めることになる。（IASB スタッフ）
- 負債（IAS 第 37 号の見直し）プロジェクトについては、保険プロジェクト、概念フレームワーク・プロジェクトにおける検討状況も考慮して進めて頂きたい。（独・会計士）
- 概念フレームワークのような非常に抽象度の高い議論においては、現在のような piece-meal-approach による進め方は非常に危険だと思う。Chapter1 と Chapter2 において合意されたことが今後の認識と測定フェーズにどのように影響するのかをきちんと吟味しないで、ここだけ切り放してその是非を議論することはできない。もっと包括的なアプローチをとる必要があり、概念フレームワーク・プロジェクトの各フェーズにおける最終ドキュメントは、全てのフェーズが終了するまでは暫定的なドキュメントとみなされるべきだ。（辻山 SAC 委員）

3. IASB のアジェンダ提案（負債と資本の区分、金融商品の認識の中止）

- IASB が新規プロジェクトを採択するか否かの決定は、公開の IASB 会議で行われる。こうした決定に至る前に、IASB は、スタッフから提案されているアジェンダ項目とその優先順位について SAC に諮問することとなっている。今回の SAC 会議では、IASB スタッフより、負債と資本の区分に関するプロジェクトと、金融商品の認識の中止に関するプロジェクトを新たにアクティブ・アジェンダに加えるというスタッフ提案が説明され、続いて参加者との質疑応答が行われた。

（1）負債と資本の区分

- 負債と資本の区分に関するプロジェクトを IASB のアジェンダに追加すべきかについては、参加者の間で賛否が分かれた。SAC 議長が、非公式ながら、挙手による SAC 委員の意思確認を行ったところ、賛成 10、反対 6（他の参加者は無回答）という結果となった。参加者からの主なコメントは次のとおり。

【参加者からの主なコメント】

- 概念フレームワーク・プロジェクトとの関係はどうなるのか。（豪・銀行）
 - 両プロジェクト間で協力しつつ検討を進め、概念フレームワークとの整合性を確保していきたい。（IASB スタッフ）

- 本プロジェクトの結論は、資本を定義している各国法制に大きな影響を及ぼす可能性がある点を考慮すべき。(独・会計基準設定主体、伊・会計士)
 - 会計基準は、原則主義ベースでコンバージェンスさせていくことを想定しており、各国の法制に左右されるべきではない。(IASB 理事)
- 規制上の自己資本との関係を考慮する必要がある。(スイス・金融機関)
 - 規制当局は、自らの考え方に合わせて規制上の資本を決めることができる。会計上の負債と資本の区分の問題は、米国で 20 年以上議論されており、特に EPS をよくみせるために同区分が操作される可能性がある点が問題とされてきた経緯がある。(IASB 理事)
- 規制当局としては、自ら規制上の資本を定義することが可能であるが、会計上の資本となるべく整合的であれば望ましいと考えている。(バーゼル委員会、IAIS)
- FASB の予備的見解文書を議論の出発点としているが、FASB のアプローチをそのまま受け入れずに、その他のアプローチも含めて十分な検討をしてほしい。(独・会計士、英・会計士)
 - スタッフは、IASB が採用するアプローチを予め決めているわけではない。本年末を目処に、どのアプローチを検討していくかを定めることを当面の目標としている。(IASB スタッフ)
- 本プロジェクトをアジェンダに追加することを支持する。米国で既に議論が進んでいることを考慮すべきである。(世界銀行)
- FASB の基準とのコンバージェンスを望みたい。(IMF)

(2) 金融商品の認識の中止

- 金融商品の認識の中止に関するプロジェクトをアジェンダに追加することについては、大方の参加者から賛同が得られた。主なコメントは次のとおり。

【参加者からの主なコメント】

- 本件は優先順位が高く、アジェンダへの追加を支持する。(バーゼル委員会、CFA 協会、豪・銀行)
- 連結プロジェクトの検討状況との関係を十分考慮して、検討作業を進めるべき。(伊・会計士)

4. IASCF の定款見直し

【IASCF トラスティ・Zalm 議長からの説明概要】

- 定款の見直しは、2つのフェーズに分けて実施したい。第1フェーズでは、モニタリング・グループ（MG）の創設、IASB ボード・メンバーの増員・地理的配分の導入を骨子とする見直しを年内に行い、2009年1月1日から実施することを検討している⁴。
- 第1フェーズの見直しのうち、MGの創設は、IASCF/IASBの公的説明責任能力の強化を狙いとしており、その構成メンバーは公的機関の代表者7名⁵とすることを想定している。MGの役割としては、トラスティの選任を承認することや、トラスティの活動状況を review することを考えている。これにより、従来は存在しなかった公的機関との公式な関係が構築されるほか、トラスティ自身がそのメンバーを選ぶという現在のプロセス上の問題点が改善されることになる。
- IASBのボード・メンバーについては、人数を増員（14→16名）するとともに、地理的配分（北米・欧州・アジア/オセアニア地域枠各4名、不特定地域枠4名）を導入したいと考えている。ボード・メンバーの選任に当たっては、各人の職業上の能力が重視される点は変わらないが、IFRSを採用する国や地域が拡大していることも踏まえて、地理的配分を導入することとしたい。
- 他方、第2フェーズの見直しでは、SACのあり方の見直しを含むその他のより広範な見直しを検討する予定である。

【参加者からの主なコメント】

（MGの役割等）

- MG設立に係る提案を支持する。ただ、今後、より ambitious は改革を進めることを期待したい。IASBが2001年に設立されて以来、2つの特筆すべき環境変化があった。1つは、IFRSがグローバルな公共財となったこと。公共財を提供する以上、基準設定プロセスにも、公的な正当性が必要であり、執行に責任のある当局に対する説明責任を向上させる必要がある。また、グローバルな存在になった以上、これまでのように、一部の専門家だけによる Elitist な運営方法ではなく、多くの国・地域の人々が参加できる、より Democratic なデュー・プロセスを確立する必要がある。これまで、IASB

⁴ 第1フェーズの定款見直しについては、7月に公開草案が公表されており、9月20日までコメントを募集したうえで、2008年中に作業を完了させる計画となっている。

⁵ 原案では、①IOSCO・Emerging Markets Committeeの議長、②IOSCO・Technical Committeeの議長（後述③又は④と重なる場合は同副議長）、③日・金融庁長官、④米・SEC委員長、⑤欧州委員会の責任者、⑥IMF専務理事、⑦世銀総裁で構成することが提案されている。

は米国の FASB を範として運営されてきているが、世界には、ザルム議長出身のオランダのように、会計基準設定プロセスに関して、米国とは異なる文化や思考を有する国も多く存在することを意識すべき。また、IASB は、オブザーバーを認める等、より開かれた組織になることが重要。

もう1つの変化は、同じ公共財的性格を有する国際監査基準等を設定する IFAC の IAASB 等が、近年、その独立性を損なうことなく、改革を実行したこと。独立性を維持しつつ、公的当局を交えて基準設定を行うことは十分可能であり、ここに学ぶべきレッスンがある。民間機関の自由さと公的機関の権威の両方をいここ取りすることはもとより無理な話。

なお、トラスティが既にデュー・プロセス監視を十分行っているという反論も聞くが、あまり説得力がない。トラスティの **due process oversight committee** は、数多くあるトラスティの中の小委員会の1つにすぎず、1年に数える程しか会合を開いていない。そもそも設立されたのも、つい最近のことであり、ほとんど実績もない。もともとトラスティのメンバーは、IASCF 全体の **Institutional strategy** や資金調達等、より重要な **Organizational issues** で既に多忙を極めており、デュー・プロセス監視のような作業まで課すのは過剰負担にならないか。むしろ、PIOB を参考にして、デュー・プロセスの監視に特化した、より強力な機能を考えるべきではないか。(金融庁・黒澤参事官)

- MG はトラスティの活動を **review** するとされているが、**review** とはどのような意味か。MG の役割は、トラスティ任命の承認とトラスティが適切に活動しているかどうかをみることに止めるべきである。民間機関であることが IASB の成功の一因であり、IASB の活動の成否は政府ではなく市場が判断すべきではないか。(独・会計士)
 - MG による **review** の意味は、トラスティに対して助言を与えることと考えている。今も日本の金融庁から公的説明責任の強化を求める意見があったが、これと、基準設定の独立性の確保のバランスに配慮して定款見直し作業を進めたい。(IASCF 議長)
- IASCF には、意思決定上の民主的なプロセスに不足 (**Deficit of Democracy**) があり、MG の設置はこれを補うものとして歓迎したい。IMF としては、同じような **Democracy deficit** の例として、各国の中央銀行のあり方について深く関わってきており、こうした観点から、MG の設立にも貢献できると考える。(IMF)
- IFAC は、民間機関である点など IASB との共通点があり、我々の改革の経験は IASB にも参考となる。(IFAC)
- 会計基準は、資本市場のルールの一部を形成するものであり、規制当局とのフォーマ

ルな関係構築が必要である。MG は、こうした役割を担うものであり、IOSCO として IASCF の今回の取組みを支持する。(IOSCO)

- MG の創設等に向けた IASCF の取組みについては、SEC ほかの証券監督当局が共同プレス・リリース⁶を出しているので、詳細はそちらを参照願いたい。米国で、昨年、外国企業に対する IFRS への数値調整措置を撤廃し米国内での IFRS 使用を容認した際に SEC 内で問題となったのは、そもそも SEC と IASB との間に何らのフォーマルな関係もなく、いざという時に意見交換するチャンネルすら確保されていないという点であった。MG 設立は、こうした不規則な状態を改善する提案として歓迎したい。(SEC)
- 今後、MG 創設後のトラスティの役割のあり方についても議論していくべきである。(スイス・金融機関)

(MG のメンバー構成)

- MG メンバー7名のうち4名が証券規制当局となるのは、バランスに欠く面があるのではないか。(伊・会計士)
 - 基準設定主体と最も関連のある公的当局との関係構築が目的であり、矛盾しないと考えている。(IASCF 議長)
- MG には CESR のメンバーも入るべき。(CESR)
 - WG の規模は7名程度に抑えることを想定しており、欧州から選ぶとすれば、基準の選択を行う欧州委員会が望ましいと考えている。(IASCF 議長)
- MG の構成案を支持する。7名というのは非常に適当な規模であろう。(欧州委員会)
- バーゼル委員会としてまだ議論していないが、MG のメンバーとなることに関心はある。(バーゼル委員会)
- MG にバーゼル委員会、IAIS も入るべきであろう。(世界銀行)
- MG のメンバーはいつの間にか決まっているようであるが、こうした点は透明性が必

⁶ SEC、金融庁、欧州委員会、IOSCO は、定款見直しに関する円卓会議が IASCF により開催されるのに先立って、6月18日付で共同プレス・リリースを公表。この中で、SEC 委員長、金融庁長官、欧州委員会欧州域内市場サービス担当委員、IOSCO 理事会議長による以下の共同コメントが出されている。

「我々は、証券当局と IASCF との関係を前進させる取組みが行われつつあることを評価する。世界の資本市場における国際財務報告基準 (IFRS) の採用及び使用の増加により、公開企業の財務状況の開示義務の設定に権限を有する当局に対する IASCF の説明責任の強化が必要となっている。来るべき円卓会議を開催するに当たり、IASCF は、これまで各国当局と国内基準設定主体が構築してきた関係に近いメカニズムを証券当局と IASCF との関係で構築する必要性を認めている。これにより、IFRS の使用を容認あるいは義務付ける証券当局が、投資家保護、市場の信頼性、資本形成という当局としての責任を効果的に果たすことが可能となろう。」

要。中国やロシアなどエマージング諸国の代表者は入っていない。(IMF)

➤ メンバー構成は予め決められているわけではない。エマージング諸国については、IOSCO や世界銀行の代表によりカバーされている面もある。(IASCF 議長)

- MG に利用者の代表者を入れることは考えられるか。(インド・会計士)

➤ MG は公的当局との関係構築を目的とするものであり、利用者の代表を入れるわけにはいかない。(IASCF 議長)

(IASB ボード・メンバーの増員・地理的配分の導入)

- ボード・メンバーに地理的配分を導入するのは理解できるが、北米枠から米国、カナダ、欧州枠から英国、アジア・オセアニア枠から豪・ニュージーランド、不特定地域枠から南アの代表がそれぞれ入ることになると、結果的に構成メンバーがアングロサクソン諸国に偏る可能性があるのではないか。アングロサクソン諸国とそれ以外の国々とは法的環境が異なることを踏まえて、こうした偏りが無いよう考慮してほしい。(仏・コンサルティング)

➤ 北米にはメキシコも含まれるほか、アフリカには独仏と関係が深い国々も多く、各地域から選出されるメンバーがアングロサクソン諸国出身者とは限らない。いずれにしても、地理的なバランスを十分考慮する。(IASCF 議長)

- 地理的配分を導入した場合でも、ボード・メンバー選任においては、利用者、作成者、会計士といった各人の職業上のバック・グラウンドも考慮すべきである。(英・会計士)

- ボード・メンバーとしてパートタイムのメンバーを入れることには反対である。IASB のボード・メンバーは、出身母体等からの独立性が確保されていることが重要であるが、パートタイムの場合は利益相反の問題が生じる。(CFA 協会)

- ボード・メンバー増員後の最終基準の議決要件については、メンバー数の 3 分の 2 以上といった、十分な支持が必要な仕組みとすることが望ましい。(英・会計士)

➤ 原案の記述はわかりにくいですが、16 名への増員後は、最終基準の議決に 10 名の賛成を必要とすることが明確になるようにしたい。(IASCF 議長)

以 上

(別添)

IASB作業計画(2008年6月30日時点)

以下のタイムテーブルは、文書の公表日についての、現在の最善の予測である。発効日の設定の際にボードはすべての関連する要因を検討するが、改訂版及び新基準の発効日は通常公表日の6-18か月後である。適切な状況では、新基準の早期適用が認められる。

現在コメント募集中の文書は、Open to Commentのページにて閲覧が可能である。: <http://www.iasb.org/Open+to+Comment>

	直近に公表された文書	公表予定日					最終文書の公表予定
		2008 Q3	2008 Q4	2009 H1	2009 H2	2010	
アクティブ・アジェンダ							
新基準及び主要プロジェクト							
共通支配下の取引							TBD
連結(注1、注2)			ED		IFRS		
排出権取引(注2)					ED	IFRS	
公正価値測定ガイダンス(注1)	DP			ED		IFRS	
財務諸表の表示(注1、注2)		DP				ED	2011
政府補助金等(注3)							TBD
プライベート企業のためのIFRS	ED			IFRS			
法人所得税(注1、注2)			ED			IFRS	
保険契約	DP				ED		2011
リース(注1、注2)			DP			ED	2011
負債(注4)	ED					IFRS	
経営者による説明	DP		ED		CG		
退職後給付(年金を含む)(注1)	DP				ED		2011
収益認識(注1、注2)		DP			ED		2011
基準の改訂							
年次改善		ED		IFRS			
一株当たり利益-短期コンバージェンス(IAS33)(注2)		ED			IFRS		
金融商品:適格なヘッジ項目(IAS 39)	ED	IFRS			IFRS		
IFRSの初度適用(IFRS 1):追加の免除規定		ED			IFRS		
ジョイント・ベンチャー	ED			IFRS			
売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業(IFRS 5)(注2)		ED		IFRS			
関連当事者開示(IAS 24)	ED		IFRS				
株式報酬:グループ企業による現金決済型の株式報酬取引(IFRS2とIFRIC11)	ED			IFRS			
概念フレームワーク							
・フェーズA 目的及び質的特性	ED			Final chapter			
・フェーズB 構成要素、認識					DP	ED	2011
・フェーズC 測定				DP		ED	2011
・フェーズD 報告企業	DP				ED		TBD
・フェーズE 表示及び開示							
・フェーズF 目的(purpose)及び地位							
・フェーズG 非営利企業に対する適用							
・フェーズH 残りの論点							
リサーチ・アジェンダ							
認識の中止(注1、注2)							TBD
採掘産業			DP				TBD
金融商品(現在の基準の置替え)(注1、注2)	DP						TBD
無形資産(注6)							TBD
負債と資本(注1、注7)	DP				ED		2011
略語について:							
DP ディスカッションペーパー							
CG ガイダンスの完成							
ED 公開草案							
IFRS 国際財務報告基準							
TBD 当初文書の形式(DP又はED)が未定							

注:

- 1 このプロジェクトは、FASBとIASBが基準設定のコンバージェンスを示すために達成することを合意したマイルストーンが示されている覚書 (MoU)の一環である。
- 2 プロジェクトは、FASBとの共同プロジェクトとして行われている。
- 3 このプロジェクトの作業は、一時停止されている。
- 4 「負債」プロジェクトは、IAS第37号の修正案を取り扱う。
- 5 IASBとFASBIは、プロジェクトの個々のフェーズが完了次第、その概念フレームワークのセクションを改訂する。
- 6 2007年12月、IASBは本プロジェクトをアクティブ・アジェンダに追加しないことを決定した。
- 7 プロジェクトは、FASBとの「修正共同プロジェクト」として行われている。